

別添－2

農業土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

平成17年2月14日設計第694号

(積算基準日 令和4年2月1日以降適用)

北海道農政部

新 旧 対 照 表

1 総則

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>31 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、工事監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、もしくは、工事監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。</p>	<p>27 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、工事監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、もしくは、工事監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。</p>	番号の改正
<p>32 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p>	<p>28 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p>	番号の改正
<p>33 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</p>	<p>29 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</p>	番号の改正
<p>34 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量を開始することをいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工の、いずれかに着手することをいう。</p>	<p>30 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量を開始することをいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工の、いずれかに着手することをいう。</p>	”
<p>35 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</p>	<p>31 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</p>	番号の改正
<p>36 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p>	<p>32 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p>	”
<p>37 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p>	<p>33 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p>	”
<p>38 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p>	<p>34 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p>	”
<p>39 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所をいう。</p>	<p>35 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所をいう。</p>	”
<p>40 「SI」とは、国際単位系をいう。</p>	<p>36 「SI」とは、国際単位系をいう。</p>	”
<p>41 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p>	<p>37 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p>	”
<p>42 「JIS 規格」とは、日本 <u>産業</u> 規格をいう。</p>	<p>38 「JIS 規格」とは、日本 <u>工業</u> 規格をいう。</p>	字句、番号の改正
<p>1-1-3 設計図書の照査等</p>	<p>1-1-3 設計図書の照査等</p>	
<p>1 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図 <u>もしくは電子データ</u> を貸与することができる。貸与した原図 <u>もしくは電子データ</u> は受注者の責任で保管し、原図 <u>もしくは電子データ</u> に損傷を与えた場合は復元のうえ、工事監督員が指示した期日までに返却すること。</p>	<p>1 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図 _____ を貸与することができる。貸与した原図 _____ は受注者の責任で保管し、原図 _____ に損傷を与えた場合は復元のうえ、工事監督員が指示した期日までに返却すること。</p>	字句の追加
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>	”

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-7 コリズへの登録</p> <p>1 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、コリズに登録しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>2 「登録内容確認書」は、コリズ登録時に工事監督員にメール送信される。</p> <p>3 工事实績情報の登録は、原則として以下の期間内に手続きを行うものとする。</p> <p>（1）受注時の登録は、工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き 10 日以内とする。</p> <p>（2）変更時の登録は、変更があった日から閉庁日を除き 10 日以内とする。なお、変更の登録は、「工期」と「配置技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、<u>監理技術者補佐</u>）」の変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-10 工事用地等の使用</p> <p>1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに<u>発注者の負担により借地する範囲以外の</u>構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-7 コリズへの登録</p> <p>1 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、コリズに登録しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>2 「登録内容確認書」は、コリズ登録時に工事監督員にメール送信される。</p> <p>3 工事实績情報の登録は、原則として以下の期間内に手続きを行うものとする。</p> <p>（1）受注時の登録は、工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き 10 日以内とする。</p> <p>（2）変更時の登録は、変更があった日から閉庁日を除き 10 日以内とする。なお、変更の登録は、「工期」と「配置技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者_____）」の変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-10 工事用地等の使用</p> <p>1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに_____構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-31 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和 <u>3</u> 年 3 月）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成 21 年 3 月 30 日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>【省略】</p> <p>9 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成 4 年 3 月 19 日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達平成 4 年 4 月 14 日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。<u>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。また、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-31 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和 <u>2</u> 年 3 月）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成 21 年 3 月 30 日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>【省略】</p> <p>9 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成 4 年 3 月 19 日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達平成 4 年 4 月 14 日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-35 環境対策</p> <p>1 受注者は、工事における環境負荷の低減のため、施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1に示す建設機械を使用する場合は表1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）最終改正平成28年8月30日付け国総環第6号」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号、最終改正令和元年改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）」第16条第1項第2号、もしくは第20条第1項第2号の口に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」もしくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-35 環境対策</p> <p>1 受注者は、工事における環境負荷の低減のため、施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1に示す建設機械を使用する場合は表1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号、最終改正令和元年改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）」第16条第1項第2号、もしくは第20条第1項第2号の口に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」もしくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-37 交通安全管理</p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは、汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条によって処置するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 2 年 3 月改正 内閣府・国土交通省令第 5 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和 37 年 8 月 30 日）道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）建設省道路局国道 第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。又、道路交通法施行令（令和 2 年 6 月改正 政令第 181 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-37 交通安全管理</p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは、汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条によって処置するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 30 年 12 月改正 内閣府・国土交通省令第 5 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和 37 年 8 月 30 日）道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）建設省道路局国道 第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。又、道路交通法施行令（平成 30 年 1 月 4 日改正 政令第 1 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(38) 文化財保護法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	(38) 文化財保護法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 42 号)	字句の改正
(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	
(40) 電気事業法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)	(40) 電気事業法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	字句の改正
(41) 消防法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	(41) 消防法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	
(42) 測量法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(42) 測量法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(43) 建築基準法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 43 号)	(43) 建築基準法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	字句の改正
(44) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(44) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)	
(46) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(46) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	
(48) 海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(48) 海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	
(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 元年 5 月改正 法律第 18 号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 元年 5 月改正 法律第 18 号)	
(51) 船員法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	(51) 船員法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	
(53) 船舶安全法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(53) 船舶安全法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	
(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(55) 自然公園法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(55) 自然公園法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	
(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	
(59) 技術士法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(59) 技術士法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(60) 漁業法 (令和 元年 5 月改正 法律第 1 号)	(60) 漁業法 (令和 元年 5 月改正 法律第 1 号)	
(61) 空港法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(61) 空港法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(63) 厚生年金保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)	(63) 厚生年金保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	字句の改正
(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	
(67) 職業安定法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(67) 職業安定法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	
(68) 所得税法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 8 号)	(68) 所得税法 (平成 31 年 3 月改正 法律第 6 号)	字句の改正
(69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	
(70) 船員保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号)	(70) 船員保険法 (令和 元年 5 月改正 法律第 9 号)	字句の改正
(71) 著作権法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 48 号)	(71) 著作権法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号)	”
(72) 電波法 (令和 2 年 4 月改正 法律第 23 号)	(72) 電波法 (令和 元年 6 月改正 法律第 23 号)	”

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-55 特定外来生物（植物）について</p> <p>1 受注者は、工事区域に生育している特定外来生物（植物）を生きたまの状態で飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、事前に特定外来生物（植物）の生育について調査し、その内容について、工事監督員へ報告するものとする。</p> <p>なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページを参照のこと。</p> <p><u>出典：「特定外来生物 同定マニュアル」（環境省）</u></p> <hr/> <p><u>(http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/10hp_shokubutsu.pdf)</u></p> <p>北海道内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の4種である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ</p> </div> <p style="text-align: right;">(令和3年4月時点)</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-58 口蹄疫等侵入防止対策</p> <p>受注者は、設計図書で口蹄疫等侵入防止対策のため消毒を行うものとする」と明示された工事については、次の各号によらなければならない。</p> <p>1 農家打合せ時の消毒</p> <p>【省略】</p> <p>3 消毒の方法</p> <p>具体的な消毒方法については、<u>北海道ホームページに掲載している「口蹄疫に関する情報」</u>を参照すること。</p> <hr/> <p><u>(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/fmd2.html)</u></p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-55 特定外来生物（植物）について</p> <p>1 受注者は、工事区域に生育している特定外来生物（植物）を生きたまの状態で飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、事前に特定外来生物（植物）の生育について調査し、その内容について、工事監督員へ報告するものとする。</p> <p>なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページを参照のこと。</p> <hr/> <p><u>(簡易版：https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu.pdf)</u></p> <p><u>(詳細版：https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu2.pdf)</u></p> <p>北海道内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の4種である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ</p> </div> <p style="text-align: right;">(平成27年10月時点)</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-58 口蹄疫等侵入防止対策</p> <p>受注者は、設計図書で口蹄疫等侵入防止対策のため消毒を行うものとする」と明示された工事については、次の各号によらなければならない。</p> <p>1 農家打合せ時の消毒</p> <p>【省略】</p> <p>3 消毒の方法</p> <p>具体的な消毒方法については<u>次</u>を参照すること。</p> <p><u><北海道ホームページ></u></p> <p><u>北海道 → 北海道庁の仕事 → 農政部 → 畜産振興課 → 口蹄疫に関する情報 → 農場関係者の皆さんへ 農場立入時における消毒の徹底について (PDF)</u></p> <hr/> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加 字句の削除 字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除 ”</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																
<p>第2節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係 1-2-1 現場環境改善について 【省略】</p> <p>別添-4 排ガス対策型建設機械を使用できない理由書</p> <p style="text-align: center;">排ガス対策型建設機械を使用できない理由書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">受注者名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工 事 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>機 械 名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">規 格</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">当該工事で使用できない理由</td> </tr> <tr> <td colspan="4">今後の方針</td> </tr> <tr> <td>機 械 名</td> <td></td> <td>規 格</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">当該工事で使用できない理由</td> </tr> <tr> <td colspan="4">今後の方針</td> </tr> </table> <p>【省略】</p>	工 事 名				現場代理人				機 械 名		規 格		当該工事で使用できない理由				今後の方針				機 械 名		規 格		当該工事で使用できない理由				今後の方針				<p>第2節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係 1-2-1 現場環境改善について 【省略】</p> <p>別添-4 排ガス対策型建設機械を使用できない理由書</p> <p style="text-align: center;">排ガス対策型建設機械を使用できない理由書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">受注者名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工 事 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>機 械 名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">規 格</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">当該工事で使用できない理由</td> </tr> <tr> <td colspan="4">今後の方針</td> </tr> <tr> <td>機 械 名</td> <td></td> <td>規 格</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">当該工事で使用できない理由</td> </tr> <tr> <td colspan="4">今後の方針</td> </tr> </table> <p>【省略】</p>	工 事 名				現場代理人				機 械 名		規 格		当該工事で使用できない理由				今後の方針				機 械 名		規 格		当該工事で使用できない理由				今後の方針				<p>字句の削除</p>
工 事 名																																																																		
現場代理人																																																																		
機 械 名		規 格																																																																
当該工事で使用できない理由																																																																		
今後の方針																																																																		
機 械 名		規 格																																																																
当該工事で使用できない理由																																																																		
今後の方針																																																																		
工 事 名																																																																		
現場代理人																																																																		
機 械 名		規 格																																																																
当該工事で使用できない理由																																																																		
今後の方針																																																																		
機 械 名		規 格																																																																
当該工事で使用できない理由																																																																		
今後の方針																																																																		

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																		
<p>別添-7 特定外来生物防除従事者証交付願 特定外来生物防除従事者証交付願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(支出負担行為担当者) 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名</p> <p>工事番号 工 事 名</p> <p>上記工事の防除作業に下記の者を従事させますので従事者証について、次のとおり交付願います。 なお、当該作業が完了したときは、速やかに返納することを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 防除作業期間 年 月 日 から 年 月 日 2 特定外来生物の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">従事者氏名</th> <th colspan="2">所 属</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>会社名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>※1 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。 ※2 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。 ※3 顔写真の提出については、別途協議による。 ※4 備考欄には従事する作業の名称を記載すること。</p>	No.	従事者氏名	所 属		備 考	会社名	住 所																																																			<p>別添-7 特定外来生物防除従事者証交付願 特定外来生物防除従事者証交付願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(支出負担行為担当者) 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名</p> <p>工事番号 工 事 名</p> <p>上記工事の防除作業に下記の者を従事させますので従事者証について、次のとおり交付願います。 なお、当該作業が完了したときは、速やかに返納することを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 防除作業期間 年 月 日 から 年 月 日 2 特定外来生物の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">従事者氏名</th> <th colspan="2">所 属</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>会社名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>※1 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。 ※2 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。 ※3 顔写真の提出については、別途協議による。 ※4 備考欄には従事する作業の名称を記載すること。</p>	No.	従事者氏名	所 属		備 考	会社名	住 所																																																			<p>字句の削除</p>
No.			従事者氏名	所 属		備 考																																																																																																														
	会社名	住 所																																																																																																																		
No.	従事者氏名	所 属		備 考																																																																																																																
		会社名	住 所																																																																																																																	

改 正	現 行	備 考
<p>別添－８ 特定外来生物防除従事者証 「特定外来生物の防除従事者証」 (表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号 特定外来生物防除従事者証</p> <p>住 所 会社名 氏 名</p> <p>上記の者は、特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律第 18 条第 1 項に基づく防除従事者であることを証明します。</p> <p>工事名 作業地域</p> <p>有効期限 自 年 月 日 至 年 月 日</p> <p>交付日 年 月 日 交付者 印</p> <p>特定外来生物の名称</p> </div> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 この従事者証は、防除作業に従事するときに携帯しなければならない。 2 この従事者証はその目的以外に使用してはならない。 3 所属を離れた場合において本証が無効になったときには、直ちに届け出ること。 4 この従事者証を紛失したり毀損したときは、速やかに届け出て、再交付をうけなければならない。 5 防除作業に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。 6 根拠確認書 令和 3 年 4 月 1 日 付け環北地野許第 21040193 号 </div> <p>【省略】</p>	<p>別添－８ 特定外来生物防除従事者証 「特定外来生物の防除従事者証」 (表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号 特定外来生物防除従事者証</p> <p>住 所 会社名 氏 名</p> <p>上記の者は、特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律第 18 条第 1 項に基づく防除従事者であることを証明します。</p> <p>工事名 作業地域</p> <p>有効期限 自 年 月 日 至 年 月 日</p> <p>交付日 年 月 日 交付者 印</p> <p>特定外来生物の名称</p> </div> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 この従事者証は、防除作業に従事するときに携帯しなければならない。 2 この従事者証はその目的以外に使用してはならない。 3 所属を離れた場合において本証が無効になったときには、直ちに届け出ること。 4 この従事者証を紛失したり毀損したときは、速やかに届け出て、再交付をうけなければならない。 5 防除作業に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。 6 根拠確認書 平成 27 年 3 月 26 日 付け環北地野許第 1503261 号 </div> <p>【省略】</p>	<p>備考</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

2 材料

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適 用 【省略】</p> <p>第6節 木 材 2-6-1 一般事項 1 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。 【省略】</p> <p>6 道産資材（木材・木製品）一覧表は、各（総合）振興局の閲覧場所並びに北海道水産林務部<u>林業木材課</u>のホームページに公表されているので参考にする事。 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/02_riyousuisin/t-dobokushizai.htm) 【省略】</p>	<p>第1節 適 用 【省略】</p> <p>第6節 木 材 2-6-1 一般事項 1 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。 【省略】</p> <p>6 道産資材（木材・木製品）一覧表は、各（総合）振興局の閲覧場所並びに北海道水産林務部<u>林業林産課</u>のホームページに公表されているので参考にする事。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/t-dobokushizai.htm) 【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正							現 行							備 考								
記 号	設 基 準 強 度 N/mm ²	計 度 ス ラ ン プ cm	空 気 量 %	最 大 水 セ メ ン ト 比 %	粗 骨 材 最 大 寸 法 mm	最 小 単 位 セ メ ン ト 量 kg/m ³	記 号	設 基 準 強 度 N/mm ²	計 度 ス ラ ン プ cm	空 気 量 %	最 大 水 セ メ ン ト 比 %	粗 骨 材 最 大 寸 法 mm	最 小 単 位 セ メ ン ト 量 kg/m ³	字 句 の 追 加 、 改 正								
PC-1S (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330	PC-1S (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330		字 句 の 追 加 、 改 正							
PC-1PS (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330	PC-1PS (b)・(c)	30	12.0	6.0	45	20or25	330			字 句 の 追 加 、 改 正						
PC-2	40	12.0	5.0	50	20or25	280	PC-2	40	12.0	5.0	50	20or25	280				字 句 の 追 加 、 改 正					
PC-2P	40	12.0	5.0	50	20or25	280	PC-2P	40	12.0	5.0	50	20or25	280					字 句 の 追 加 、 改 正				
PC-2S (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330	PC-2S (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330						字 句 の 追 加 、 改 正			
PC-2PS (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330	PC-2PS (b)・(c)	40	12.0	6.0	45	20or25	330							字 句 の 追 加 、 改 正		
T-1P * ²	18	8.0or15.0	4.5	60	40	270	T-1P * ²	18	8.0or15.0	4.5	60	40	270								字 句 の 追 加 、 改 正	
TRC-1 * ³	21or24	8.0~15.0	4.5	60	40	280	TRC-1 * ³	24	8.0or15.0	4.5	60	40	280									字 句 の 追 加 、 改 正

【省略】

【省略】

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																								
<p>第17節 シート類 2-17-1 シート類 1 織物シート 【省略】</p> <p>5 遮水シート 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅 2.0mの（1）遮水シートA又は（2）遮水シートBのいずれかの仕様によるものとする。 （1）遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。 【省略】</p> <p>（2）遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。 ① 止水材は、十分な止水性を有するものとする。（ただし、規格値はシート幅 2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。） 【省略】</p> <p>⑦ 被覆材の品質規格は、表 2-17-1-7 によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-17-1-8 止水材の品質規格表</p> <table border="1" data-bbox="201 1003 1329 1247"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止水性</td> <td>25 (ml/sec) / (1.8 m³) 以下</td> <td>建設省土木研究所資料 第 3103 号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>11.8N/mm²以上</td> <td>日本産業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td>0.8 以上</td> <td>平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	項目	規格値	試験方法	止水性	25 (ml/sec) / (1.8 m ³) 以下	建設省土木研究所資料 第 3103 号の小型浸透試験による。	引張強さ	11.8N/mm ² 以上	日本産業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。	<p>第17節 シート類 2-17-1 シート類 1 織物シート 【省略】</p> <p>5 遮水シート 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅 2.0mの（1）遮水シートA又は（2）遮水シートBのいずれかの仕様によるものとする。 （1）遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。 【省略】</p> <p>（2）遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。 ① 止水材は、十分な止水性を有するものとする。（ただし、規格値はシート幅 2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。） 【省略】</p> <p>⑦ 被覆材の品質規格は、表 2-17-1-7 によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-17-1-8 止水材の品質規格表</p> <table border="1" data-bbox="1460 1003 2588 1247"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止水性</td> <td>25 (ml/sec) / (1.8 m³) 以下</td> <td>建設省土木研究所資料 第 3103 号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>11.8N/mm²以上</td> <td>日本工業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td>0.8 以上</td> <td>平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	項目	規格値	試験方法	止水性	25 (ml/sec) / (1.8 m ³) 以下	建設省土木研究所資料 第 3103 号の小型浸透試験による。	引張強さ	11.8N/mm ² 以上	日本工業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。	<p>字句の改正</p>
項目	規格値	試験方法																								
止水性	25 (ml/sec) / (1.8 m ³) 以下	建設省土木研究所資料 第 3103 号の小型浸透試験による。																								
引張強さ	11.8N/mm ² 以上	日本産業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。																								
摩擦係数	0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。																								
項目	規格値	試験方法																								
止水性	25 (ml/sec) / (1.8 m ³) 以下	建設省土木研究所資料 第 3103 号の小型浸透試験による。																								
引張強さ	11.8N/mm ² 以上	日本工業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。																								
摩擦係数	0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。																								

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

3 一般施工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 3-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(4) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和 2 年 9 月)</p> <p>(5) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)</p> <p>(6) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 31 年 3 月)</p> <p>(7) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成 4 年 12 月)</p> <p>(8) 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案） (平成 2 年 11 月)</p> <p>(9) 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和 49 年 7 月)</p> <p>(10) 建設省 薬液注入工事に係る施工管理について (平成 2 年 9 月)</p> <p>(11) 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)</p> <p>(12) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成 26 年 12 月)</p> <p>(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成 31 年 3 月)</p> <p>(14) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28 年 12 月)</p> <p>(15) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和 2 年 9 月)</p> <p>(16) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成 25 年 10 月)</p> <p>(17) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成 24 年 5 月)</p> <p>(18) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成 24 年 8 月)</p> <p>(19) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成 22 年 4 月)</p> <p>(20) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成 21 年 6 月)</p> <p>(21) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)</p> <p>(22) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)</p> <p>(23) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)</p> <p>(24) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成 24 年 4 月)</p> <p>(25) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)</p> <p>(26) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月)</p> <p>(27) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)</p> <p>(28) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成 9 年 12 月)</p> <p>(29) 建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和 53 年 7 月)</p>	<p>第1節 適用 3-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(4) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p> <p>(5) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)</p> <p>(6) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 31 年 3 月)</p> <p>(7) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成 4 年 12 月)</p> <p>(8) 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案） (平成 2 年 11 月)</p> <p>(9) 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和 49 年 7 月)</p> <p>(10) 建設省 薬液注入工事に係る施工管理について (平成 2 年 9 月)</p> <p>(11) 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)</p> <p>(12) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成 26 年 12 月)</p> <p>(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成 31 年 3 月)</p> <p>(14) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28 年 12 月)</p> <p>(15) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p> <p>(16) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成 25 年 10 月)</p> <p>(17) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成 24 年 5 月)</p> <p>(18) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成 24 年 8 月)</p> <p>(19) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成 22 年 4 月)</p> <p>(20) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成 21 年 6 月)</p> <p>(21) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)</p> <p>(22) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)</p> <p>(23) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)</p> <p>(24) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成 24 年 4 月)</p> <p>(25) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)</p> <p>(26) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月)</p> <p>(27) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)</p> <p>(28) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成 9 年 12 月)</p> <p>(29) 建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和 53 年 7 月)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(30) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成 24 年 3 月)</p> <p>(31) 建設省 道路付属物の基礎について (昭和 50 年 7 月)</p> <p>(32) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和 2 年 6 月)</p> <p>(33) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和 59 年 10 月)</p> <p>(34) 建設省 土木構造物設計マニュアル(案)「土木構造物・橋梁編」 (平成 11 年 11 月)</p> <p>(35) 建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) 〔ボックスカルバート・擁壁編〕 (平成 11 年 11 月)</p> <p>(36) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成 14 年 5 月)</p> <p>(37) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和 2 年 7 月)</p> <p>【省略】</p> <p>第 3 節 共通的工程</p> <p>3-3-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>3-3-4 矢板工</p> <p>1 矢板</p> <p>【省略】</p> <p>14 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は 2 m 程度として施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3-3-9 小型標識工</p> <p>1 受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。</p> <p>2 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>(30) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成 24 年 3 月)</p> <p>(31) 建設省 道路付属物の基礎について (昭和 50 年 7 月)</p> <p>(32) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和 62 年 1 月)</p> <p>(33) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和 59 年 10 月)</p> <p>(34) 建設省 土木構造物設計マニュアル(案)「土木構造物・橋梁編」 (平成 11 年 11 月)</p> <p>(35) 建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) 〔ボックスカルバート・擁壁編〕 (平成 11 年 11 月)</p> <p>(36) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成 14 年 5 月)</p> <p>(37) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 29 年 6 月)</p> <p>【省略】</p> <p>第 3 節 共通的工程</p> <p>3-3-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>3-3-4 矢板工</p> <p>1 矢板</p> <p>【省略】</p> <p>14 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は 2 m 程度として施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3-3-9 小型標識工</p> <p>1 受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。</p> <p>2 受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加、改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-4-4 既製杭工</p> <p>1 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。 【省略】</p> <p>21 現場継手 受注者は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、<u>かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせ</u>なければならない。なお、同等以上の検定試験とは、WES8106（基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準・社団法人日本溶接協会）をいうものとする。 【省略】</p>	<p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-4-4 既製杭工</p> <p>1 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。 【省略】</p> <p>21 現場継手 受注者は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で <u>なければならない</u>。なお、同等以上の検定試験とは、WES8106（基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準・社団法人日本溶接協会）をいうものとする。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-6-5 アスファルト舗装工</p> <p>1 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定によらなければならない。 【省略】</p> <p>2 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定に当たっては、配合設計を行い、工事監督員の確認を得なければならない。ただし、これまでに実績（同一年度内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を工事監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。 【省略】</p> <p>(3) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（<u>出荷時</u>）の温度及びその変動の範囲について工事監督員の承諾を得なければならない。又、その変動は承諾を得た温度に対し、±25℃の範囲内になければならない。 【省略】</p>	<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-6-5 アスファルト舗装工</p> <p>1 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定によらなければならない。 【省略】</p> <p>2 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定に当たっては、配合設計を行い、工事監督員の確認を得なければならない。ただし、これまでに実績（同一年度内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を工事監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。 【省略】</p> <p>(3) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時_____の温度及びその変動の範囲について工事監督員の承諾を得なければならない。又、その変動は承諾を得た温度に対し、±25℃の範囲内になければならない。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第10節 仮設工</p> <p>3-10-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-10-6 土留・仮締切工</p> <p>1 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>31 たて込み簡易土留工の施工</p> <p>(1) 受注者は、たて込簡易土留の施工に当たり、クレーン等安全規則 74 条の2 労働安全衛生規則 第164条2項及び3並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働基準局長通達、平成15年12月17日基発第1217001号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達を遵守する。</p> <p>【省略】</p> <p>(7) 受注者は、ライナープレートの組立てにおいて、継目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。又、土留め背面と掘削壁との間に<u>裏込材等を充填し間隙が生じないように</u>しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、補強リングを用いる場合には、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て、その後、下段のライナープレートを組立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、ライナープレート埋戻しの施工については、3-3-3 作業土工の規定によるものとする。<u>ライナープレート撤去及び存置においては、設計図書の定め又は工事監督員の指示によるものとする。</u></p> <p>(10) 受注者は、小判型ライナープレート土留めの立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、ライナープレート埋戻しにおいて、ライナープレート<u>を存置する場合は、その処置・方法について工事監督員と協議しなければならない。又、ライナープレートを存置した場合は、その位置及び高さを平面・縦断図に記入し工事監督員に提出</u>しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第10節 仮設工</p> <p>3-10-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-10-6 土留・仮締切工</p> <p>1 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>31 たて込み簡易土留工の施工</p> <p>(1) 受注者は、たて込簡易土留の施工に当たり、クレーン等安全規則 74 条の2 労働安全衛生規則 第164条2項及び3並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働基準局長通達、平成15年12月17日基発第1217001号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達を遵守する。</p> <p>【省略】</p> <p>(7) 受注者は、ライナープレートの組立てにおいて、継目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。又、土留め背面と掘削壁との間に<u>エアーモルタル等で間隙が生じないようにグROUT注入し固定</u>しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、補強リングを用いる場合には、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て、その後、下段のライナープレートを組立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、ライナープレート埋戻しの施工については、3-3-3 作業土工の規定によるものとする。<u>_____</u></p> <p>(10) 受注者は、小判型ライナープレート土留めの立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、ライナープレート埋戻しにおいて、ライナープレート<u>は存置を原則とする。ただし、立坑上部については、取外すこととし、その処置・方法について工事監督員と協議</u>しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

5 無筋・鉄筋コンクリート

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 5-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>1 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】 (平成30年3月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】 (平成30年3月) (3) 土木学会 コンクリートポンプ施工指針 (平成24年6月) (4) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日) (5) 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日) (6) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)</p> <p>【省略】</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート 5-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-3-3 配合</p> <p>1 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 5-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>1 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】 (平成30年3月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】 (平成30年3月) (3) 土木学会 コンクリートポンプ施工指針 (平成24年6月) (4) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日) (5) 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日) (6) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月)</p> <p>【省略】</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート 5-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>5-3-3 配合</p> <p>1 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

改 正	現 行	備 考												
<p>第5節 材料の計量・練りませ</p> <p>5-5-1 材料の計量</p> <p>1 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、<u>表5-5-1で示した許容差内である場合には</u>、容積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>表5-5-1 計量値の許容差</u></p> <table border="1" data-bbox="439 506 952 768"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p> <p>【省略】</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p>第5節 材料の計量・練りませ</p> <p>5-5-1 材料の計量</p> <p>1 受注者は、各材料を、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>表の追加</p>
材料の種類	最大値 (%)													
水	1													
セメント	1													
骨材	3													
混和材	2※													
混和剤	3													

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

6 用排水路工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 6-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成27年7月) (2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」 (平成26年3月) (3) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・<u>計画</u>「排水」 (<u>平成31年4月</u>) (4) 土木学会 コンクリート標準示方書 【施工編】 (平成30年3月) (5) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) (6) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月) (7) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) (平成27年3月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 6-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成27年7月) (2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」 (平成26年3月) (3) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・<u>設計</u>「排水」 (<u>平成18年3月</u>) (4) 土木学会 コンクリート標準示方書 【施工編】 (平成30年3月) (5) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) (6) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月) (7) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) (平成27年3月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

7 管水路工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成 27 年 7 月)</p> <p>(2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」(令和 3 年 6 月)</p> <p>(3) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (平成 30 年 5 月)</p> <p>(4) JWVA K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)</p> <p>(5) JWVA G 112 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)</p> <p>(6) JWVA G 113 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管)</p> <p>(7) JWVA G 114 (水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管)</p> <p>(8) WSP 012 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>(9) WSP 009 (水管橋外面防食基準)</p> <p>(10) WSP 002 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)</p> <p>(11) WSP 004 (水道用塗覆装鋼管梱包基準)</p> <p>(12) WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)</p> <p>(13) WSP A-101 (追補：碎石埋戻し施工要領)</p> <p>(14) WSP A-102 (農業用プラスチック被覆鋼管テーパ付き直管の製作・施工指針)</p> <p>(15) FRPM-G-112 (鋼製異形管) フィラメントワインディング成形管用</p> <p>(16) JDPA Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)</p> <p>(17) JDPA W 04 (T形ダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(18) JDPA W 05 (K形ダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(19) JDPA W 06 (U形、U-Dダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(20) JDPA W 07 (フランジ形ダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(21) JIS A 5314 (ダクタイトイル鑄鉄管モルタルライニング)</p> <p>(22) JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)</p> <p>(23) JIS Z 3104 (鋼管溶接継手の放射線透過試験方法)</p> <p>(24) JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管)</p> <p>(25) JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管－第2部：異形管)</p> <p>(26) JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)</p> <p>(27) JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成 27 年 7 月)</p> <p>(2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」(平成 21 年 3 月)</p> <p>(3) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (平成 30 年 5 月)</p> <p>(4) JWVA K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)</p> <p>(5) JWVA G 112 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)</p> <p>(6) JWVA G 113 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管)</p> <p>(7) JWVA G 114 (水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管)</p> <p>(8) WSP 012 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>(9) WSP 009 (水管橋外面防食基準)</p> <p>(10) WSP 002 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)</p> <p>(11) WSP 004 (水道用塗覆装鋼管梱包基準)</p> <p>(12) WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)</p> <p>(13) WSP A-101 (追補：碎石埋戻し施工要領)</p> <p>(14) WSP A-102 (農業用プラスチック被覆鋼管テーパ付き直管の製作・施工指針)</p> <p>(15) FRPM-G-112 (鋼製異形管) フィラメントワインディング成形管用</p> <p>(16) JDPA Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)</p> <p>(17) JDPA W 04 (T形ダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(18) JDPA W 05 (K形ダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(19) JDPA W 06 (U形、U-Dダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(20) JDPA W 07 (フランジ形ダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(21) JIS A 5314 (ダクタイトイル鑄鉄管モルタルライニング)</p> <p>(22) JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)</p> <p>(23) JIS Z 3104 (鋼管溶接継手の放射線透過試験方法)</p> <p>(24) JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管)</p> <p>(25) JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管－第2部：異形管)</p> <p>(26) JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)</p> <p>(27) JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

9 コンクリート橋上部工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 9-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 9-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成29年11月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編） (平成29年11月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） (平成29年11月)</p> <p>(4) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>(5) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>(6) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (<u>令和2年9月</u>)</p> <p>(7) 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (<u>令和2年9月</u>)</p> 【省略】 <p>第3節 工場製作工 9-3-1 一般事項</p> <p>1 本節は、工場製作工として、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋼製伸縮継手製作工、検査路製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 受注者は、原寸、工作、溶接・仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合、又は設計図書に関して工事監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部の記載を省略することができる。</p> 【省略】	<p>第1節 適用 9-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 9-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成29年11月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編） (平成29年11月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） (平成29年11月)</p> <p>(4) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>(5) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>(6) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (<u>平成6年2月</u>)</p> <p>(7) 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (<u>平成10年1月</u>)</p> 【省略】 <p>第3節 工場製作工 9-3-1 一般事項</p> <p>1 本節は、工場製作工として、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋼製伸縮継手製作工、検査路製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 受注者は、原寸、工作、溶接・仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合、又は設計図書に関して工事監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部の _____ を省略することができる。</p> 【省略】	<p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

10 鋼橋上部

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 10-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 10-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成 29 年 11 月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） (平成 29 年 11 月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） (平成 29 年 11 月) (4) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和 2 年 9 月)</p> <p>【省略】</p> <p>第3節 工場製作工 10-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-3-2 材 料 1 受注者は、鋼材の材料について、2-2-1 工事材料の品質の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認に当たり鋼材に JIS マーク表示のないもの（JIS マーク表示認証を受けていないもの、JIS マーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については以下のとおり確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>8 工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。 (1) 受注者は、JIS に適合した塗料を使用しなければならない。又受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により、工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。<u>工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は 12 ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 10-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 10-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成 29 年 11 月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） (平成 29 年 11 月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） (平成 29 年 11 月) (4) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p> <p>【省略】</p> <p>第3節 工場製作工 10-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-3-2 材 料 1 受注者は、鋼材の材料について、2-2-1 工事材料の品質の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認に当たり鋼材に JIS マーク表示のないもの（JIS マーク表示認証を受けていないもの、JIS マーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については以下のとおり確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>8 工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。 (1) 受注者は、JIS に適合した塗料を使用しなければならない。又受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により、工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

11 橋梁下部工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 11-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 11-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成29年11月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） (平成29年11月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） (平成29年11月)</p> <p>(4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） (平成29年11月)</p> <p>(5) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>(6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>(7) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年5月)</p> <p>(8) 日本道路協会 道路橋補修・補強事例集（2012年版） (平成24年3月)</p> <p>(9) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>(10) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>(11) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>(12) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>(13) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>(14) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>(15) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>(16) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針（案）とその解説 (平成29年11月)</p> <p>(17) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 11-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 11-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成29年11月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） (平成29年11月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） (平成29年11月)</p> <p>(4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） (平成29年11月)</p> <p>(5) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>(6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>(7) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年5月)</p> <p>(8) 日本道路協会 道路橋補修・補強事例集（2012年版） (平成24年3月)</p> <p>(9) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>(10) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)</p> <p>(11) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>(12) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>(13) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>(14) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>(15) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>(16) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針（案）とその解説 (平成29年11月)</p> <p>(17) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>”</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

12 頭首工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 12-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 12-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準 「頭首工」 (平成20年3月) (2) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月) (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) (平成27年3月) (4) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) (5) 農業用河川工作物応急対策基準研究会 農業用河川工作物応急対策基準<解説書> (平成8年9月) (6) (社) 農業土木学会 「頭首工の魚道」設計指針 (平成26年3月) (7) (社) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説・マニュアル編) (平成28年10月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 12-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 12-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準 「頭首工」 (平成20年3月) (2) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月) (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) (平成27年3月) (4) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) (5) 農業用河川工作物応急対策基準研究会 農業用河川工作物応急対策基準<解説書> (平成8年9月) (6) (社) 農業土木学会 「頭首工の魚道」設計指針 (平成14年10月) (7) (社) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説・マニュアル編) (平成28年10月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

13 機場下部

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 13-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 13-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (平成30年5月) (2) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) (3) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月) (4) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月) (5) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月) (6) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) (7) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成21年版) (平成22年3月) (8) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 13-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 13-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (平成30年5月) (2) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年4月) (3) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年4月) (4) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月) (5) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月) (6) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) (7) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成21年版) (平成22年3月) (8) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>”</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

14 道路

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 14-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 14-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (令和 2年 4月) 【省略】</p> <p>(22) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和 2年 6月) 【省略】</p> <p>第14節 標識工 14-14-1 一般事項 1 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。 2 受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは工事監督員と協議しなければならない。 3 受注者は、標識工の施工に当たって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 <u>道路標識の設計、施工</u>」(日本道路協会、<u>令和 2年 6月</u>)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成 21年 6月)の規定、3-3-9 小型標識工の規定、3-3-3 作業土工の規定、3-10-6 土留・仮締切り工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年 8月)による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p>	<p>第1節 適用 14-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 14-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (令和 2年 4月) 【省略】</p> <p>(22) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (<u>昭和 62年 1月</u>) 【省略】</p> <p>第14節 標識工 14-14-1 一般事項 1 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。 2 受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは工事監督員と協議しなければならない。 3 受注者は、標識工の施工に当たって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 <u>基礎及び施工</u>」(日本道路協会、<u>昭和 62年 1月</u>)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成 21年 6月)の規定、3-3-9 小型標識工の規定、3-3-3 作業土工の規定、3-10-6 土留・仮締切り工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年 8月)による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正 ”</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

17 畑かん施設工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 17-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 17-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成27年7月)</p> <p>(2) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 <u>(水門扉編)</u> (令和2年9月)</p> <p><u>(3) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編, 溶接・接合編)</u> (令和2年9月)</p> <p><u>(4) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水門扉編)</u> (令和2年7月)</p> <p><u>(5) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」</u> (令和3年6月)</p> <p>17-2-2 一般事項</p> <p>1 畑かん用機器および材料は、設計図書によるものとする。</p> <p>2 管種は、JWWA：日本水道協会規格、JIS：日本<u>産業</u>規格、JDPA：日本ダクタイル鉄管協会規格、WSP：日本水道鋼管協会規格、AS：塩化ビニル管・継手協会規格による他、設計図書によるものとする。</p> <p>3 規格にない機器および材料を使用する場合は、形質、寸法および強度などが使用目的に十分応じられるものか、或いは、同一目的に使用される規格品と同等以上のものとし、工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 17-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 17-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (平成27年7月)</p> <p>(2) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 _____ (平成19年6月)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(3) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」</u> (平成21年3月)</p> <p>17-2-2 一般事項</p> <p>1 畑かん用機器および材料は、設計図書によるものとする。</p> <p>2 管種は、JWWA：日本水道協会規格、JIS：日本<u>工業</u>規格、JDPA：日本ダクタイル鉄管協会規格、WSP：日本水道鋼管協会規格、AS：塩化ビニル管・継手協会規格による他、設計図書によるものとする。</p> <p>3 規格にない機器および材料を使用する場合は、形質、寸法および強度などが使用目的に十分応じられるものか、或いは、同一目的に使用される規格品と同等以上のものとし、工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加、改正 字句、番号の追加 字句の追加 字句、番号の追加 番号の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

18 営農飲雑用水施設工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 18-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 18-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 営農飲雑用水施設設計指針 (平成30年4月) (2) (社)日本水道協会 水道施設設計指針 (2012年版) (3) (社)日本水道協会 水道維持管理指針 (2016年版) (4) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 <u>(水門扉編)</u> (令和2年9月) <u>(5) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編, 溶接・接合編)</u> (令和2年9月) <u>(6) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水門扉編)</u> (令和2年7月) <u>(7) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」</u> (令和3年6月)</p> <p>18-2-2 一般事項</p> <p>1 営農用水・飲雑用水機器および材料は、設計図書によるものとする。 2 管種は、JWWA：日本水道協会規格、JIS：日本産業規格、JDPA：日本ダクタイル鉄管協会規格、WSP：日本水道鋼管協会規格、AS：塩化ビニル管・継手協会規格、PTC：水道用ポリエチレンパイプシステム研究会規格、PWA：配水用ポリエチレン管協会規格による他、設計図書によるものとする。</p>	<p>第1節 適用 18-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 18-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 営農飲雑用水施設設計指針 (平成30年4月) (2) (社)日本水道協会 水道施設設計指針 (2012年版) (3) (社)日本水道協会 水道維持管理指針 (2016年版) (4) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 _____ (平成19年6月) _____ _____ <u>(5) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」</u> (平成21年3月)</p> <p>18-2-2 一般事項</p> <p>1 営農用水・飲雑用水機器および材料は、設計図書によるものとする。 2 管種は、JWWA：日本水道協会規格、JIS：日本工業規格、JDPA：日本ダクタイル鉄管協会規格、WSP：日本水道鋼管協会規格、AS：塩化ビニル管・継手協会規格、PTC：水道用ポリエチレンパイプシステム研究会規格、PWA：配水用ポリエチレン管協会規格による他、設計図書によるものとする。</p>	<p>字句の追加、改正 字句、番号の追加 字句の追加 番号の改正 字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

19 農用地、草地工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 19-1-1 適用 【省略】</p> <p>第3節 農用地整備工 19-3-1 基盤整地（簡易整地）</p> <p><u>(1) 農地周辺に測量標（仮BM）が無い場合、工事監督員と協議し、既設構造物等を測量標（仮BM）として設置できるものとする。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、耕作に支障となる水たまり等が生じたり、過転圧とならないように、既存耕地となじみよく整地を行わなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 19-1-1 適用 【省略】</p> <p>第3節 農用地整備工 19-3-1 基盤整地（簡易整地）</p> <hr/> <p>受注者は、耕作に支障となる水たまり等が生じたり、過転圧とならないように、既存耕地となじみよく整地を行わなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>番号の追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

20 植栽

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

22 推 進 工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 22-1-1 適用 本章は、推進工、立坑その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 22-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (公社) 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 (2010年版) (2) (公社) 日本下水道協会 下水道維持管理指針 <u>(総務編・マネジメント編)</u> (2014年版) <u>(3) (公社) 日本下水道協会 下水道維持管理指針 (実務編)</u> (2014年版) <u>(4)</u> (公社) 日本下水道協会 下水道管路施設設計の手引き (1991年版) <u>(5)</u> (公社) 日本下水道協会 小規模下水道計画・設計指針・維持管理指針と解説 (2004年版) <u>(6)</u> (公社) 日本下水道協会 下水道土木工事必携 (案) (2021年版)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 22-1-1 適用 本章は、推進工、立坑その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 22-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (公社) 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 (2010年版) (2) (公社) 日本下水道協会 下水道維持管理指針 _____ (2014年版) <u>(3)</u> (公社) 日本下水道協会 下水道管路施設設計の手引き (1991年版) <u>(4)</u> (公社) 日本下水道協会 小規模下水道計画・設計指針・維持管理指針と解説 (2004年版) <u>(5)</u> (公社) 日本下水道協会 下水道土木工事必携 (案) (2014年版)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加 字句、番号の追加 番号の改正 ” 字句、番号の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

25 海岸保全施設整備工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 25-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 25-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (社) 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針 (案) (昭和 51 年 12 月)</p> <p>(2) (社) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針 (案) (平成 3 年 5 月)</p> <p>(3) <u>全国農地海岸保全協会・(公社) 全国漁業漁場協会・(一社) 全国海岸協会・(公社) 日本港湾協会</u> 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成 30 年 8 月)</p> <p>(4) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準「農地保全」 (昭和 54 年 7 月)</p> <p>(5) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和 元年 6 月)</p> <p>【省略】</p> <p>第14節 突堤基礎工 25-14-1 一般事項 【省略】</p> <p>25-14-5 洗掘防止工</p> <p>1 受注者は、粗朶沈床工に当たって、連柴は梢を一方に向け径 15 cm を標準とし、緊結は長さ約 60 cm 毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線又は、<u>しゅろ</u> 縄等にて結束し、この間 2 箇所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約 15 cm を残すようにしなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 25-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 25-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (社) 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針 (案) (昭和 51 年 12 月)</p> <p>(2) (社) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針 (案) (平成 3 年 5 月)</p> <p>(3) <u>海岸保全施設技術研究会編</u> 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成 30 年 8 月)</p> <p>(4) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準「農地保全」 (昭和 54 年 7 月)</p> <p>(5) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和 元年 6 月)</p> <p>【省略】</p> <p>第14節 突堤基礎工 25-14-1 一般事項 【省略】</p> <p>25-14-5 洗掘防止工</p> <p>1 受注者は、粗朶沈床工に当たって、連柴は梢を一方に向け径 15 cm を標準とし、緊結は長さ約 60 cm 毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線又は、<u>シュロ</u> 縄等にて結束し、この間 2 箇所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約 15 cm を残すようにしなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

27 (付表)

新 旧 対 照 表

改 正								現 行								備 考		
付表-1									付表-1									字句の追加
段階確認事項一覧表									段階確認事項一覧表									
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考			
共通	土工	盛土	軟弱地盤盛土	沈下板布設時	・沈下板設置高さ	1回/3箇所		共通	土工	盛土	軟弱地盤盛土	沈下板布設時	・沈下板設置高さ	1回/3箇所				
		切土	切土工	切土施工時	・土(岩)質確認	1回/土(岩)質の変化時				切土	切土工	切土施工時	・土(岩)質確認	1回/土(岩)質の変化時				
	作業土工	作業土工	床掘り	床掘り完了時	・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)	1回/代表構造物			作業土工	作業土工	床掘り	床掘り完了時	・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)	1回/代表構造物				
	法面工	法面吹付け工	コンクリート吹付工	ラス張完了時、コンクリート吹付前	・使用材料 ・重ね幅 ・アンカー及びびスパーサー設置状況	1回/1構造物												
【省略】									【省略】									
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考			
排水路	構造物	堰、水門工 排水機場本 工、樋門、樋管 工		床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1構造物		排水路	構造物	堰、水門工 排水機場本 工、樋門、樋管 工		床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1構造物				
				鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図と の対比、継手構造等) ・使用材料							鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図と の対比、継手構造等) ・使用材料					
				埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面 との対比)							埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面 との対比)					
護岸工	根固工	根固ブロック		布設完了時	・基準高さ、幅 ・個数 ・使用材料(寸法、品質)	1回/200m 1回/1工事		護岸工	根固工	根固ブロック		布設完了時	・基準高さ、幅 ・個数 ・使用材料(寸法、品質)	1回/200m 1回/1工事				
				法覆工	下敷砂利	施工時	・厚さ					1回/200m		法覆工	下敷砂利	施工時	・厚さ	1回/200m
			吸出し防止材	施工時	・施工状況の適否(重ね幅 等)	1回/200m				吸出し防止材	施工時	・施工状況の適否(重ね幅 等)	1回/200m					
			ブロック工	覆土前 仮締切撤去前	・不可視部分の出来形(図面 との対比) ・使用材料(寸法、品質)	1回/200m 1回/1工事				ブロック工	覆土前 仮締切撤去前	・不可視部分の出来形(図面 との対比) ・使用材料(寸法、品質)	1回/200m 1回/1工事					
海岸	海岸保全	堤体及び消波	各種ブロック工	製作完了時、 又は据付前	・使用材料 ・設計図書との対比 ・寸法、外観	1回/1工事 1回/月	製作及び据付同 時施工の場合											
水路	水路工	パイプライン	基礎工	完了時	・基準高さ ・幅 ・厚さ	1回/500m		水路	水路工	パイプライン	基礎工	完了時	・基準高さ ・幅 ・厚さ	1回/300m				
			管体工	管布設完了時	・管頂高さ ・接合間隔 ・中心のずれ	1回/500m	弁類の確認を含む				管体工	管布設完了時	・管頂高さ ・接合間隔 ・中心のずれ	1回/300m 1回/500m	弁類の確認を含む			
			構造物(ファームボ ード、分土工、調 圧施設等)	床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1構造物					構造物(ファームボ ード、分土工、調 圧施設等)	床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1構造物				
				鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図と の対比) ・継手構造等 ・使用材料	1回/1構造物						鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適否(設計図と の対比) ・継手構造等 ・使用材料	1回/1構造物				
				埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面 との対比)	1回/1構造物						埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面 との対比)	1回/1構造物				
【省略】									【省略】									
																		字句の追加
																		字句の改正
																		字句の削除

